

# 夜見要録

飯勝御候所長永谷信吉君序文  
信州大學歴史地理科校外生小泉法道居士編輯

251

142



◎特別廣告◎

新編伯耆風土記

右編輯ニ着手中都合上來ル八月ヨリ豫約募集  
旁再調査ヲ兼伯耆全國漫遊ス

伯耆國西伯郡境町六百八十五番邸

私立境圖書館編輯部

法道居士 小泉憲貞謹白

序

小泉法道居士好著書其所著之者不遑枚舉矣頃日編夜見  
要錄者乞予一言予元來生於東京來干當地而以來僅八年  
頗膾於地方之市今也今取其書細大無遺所遺焉雖如予不通  
地方之古今者至使能熟知其沿革以無遺憾也可謂要錄之  
名真不空者矣

明治甲辰春

谷 陽 永 谷 信 吉



序

小泉法道居士好著書其所著之者不遑枚舉矣頃日編夜見

要錄者乞予一言予元來生於東京來干當地而以來僅八年

順體地也今取其書細大無所遺焉雖如予不通

地方之古今者至使能熟知其沿革以無遺憾也可謂要錄之

名真不空者矣

明治甲辰春

谷陽永谷子信大吉



小泉法道居士  
寄贈本



自序

凡そ世の中は開發を人智の増進せるは故あるを是皆古の歴史に徴して其得る所鮮少なからずと然らば國土山川の變遷風俗人情等總て探究蒐集して所謂開發と増進せる材料に當てんとするものハ又宜なりと於之乎予は大に觀る所ありて邇今二十有餘年屈せず撓まねば孜々として其材料を得んことを勉むるものなり今此夜見ヶ濱とよへるハ往古より茫茫たる沙漠にして適々僅少の絲松あるを見る而已故に當時地方の人家は稀有なりと聞く子ハ郷里境町餘子神社の神寮森治部なるもの國家に志あてて片時も措かず聞く延寶年間のことなる或日治部は此沙漠中南に行くと凡そ三里許に於て開墾を成し得べき地を發見せしよと將來田畑耕作に適し永住するに恰好の地區と認めよと果せる哉矣現今の夜見村は即ち是なり當時官に請ひ許可を得て開墾に従事し數年ならしめて其効を奏したりと云ふ予願ふに今日の一大富村をなしたるは取も直さず森氏の賜のや謂ふべし然ると雖とも地方文獻の足らざるを憂ふるまや又既久し素より夜見

村は新開地區にして云ふに足されとも境町は即ち其元村なるか故を以て幸よ今回する企圖に係る新編伯耆風土記のものあるにあたり其材料蒐集したり爰に大に見所あてて夜見要録二十有餘項を編輯して之を世に公よせんとす是又開發と増進の材源あらん乎以序爾

明治三十六年癸卯夏

編者識







全 卅三年	四四六、七三〇	二六二、四七九
全 卅四年	四九二、四九三	二六四、四七六
全 卅五年	五九九、九三五	二六四、七三五
年次	人	口
明治廿九年	四七六、二六四	前年比較増加
全 三十年	四三三、六六三	一五〇、五九二
全 卅一年	四七六、二六五	五三、九三五
全 卅二年	四三三、三三五	四七、五〇〇
全 卅三年	四七六、二六五	四七、五〇〇

「参考」土地面積可耕地耕作地表

因 幡	一五、〇〇〇	二四、〇〇〇	一七、〇〇〇
伯 者	一五、〇〇〇	四一、〇〇〇	三六、〇〇〇
出 雲	一六、〇〇〇	六三、〇〇〇	四九、〇〇〇
石 見	三六、〇〇〇	四九、〇〇〇	四二、〇〇〇
隠 岐	四〇、〇〇〇	九、〇〇〇	八、〇〇〇

●第二 其元村の略沿革に就て考證

當村の其元村境村地名の沿革は藪平として詳ならずれども往昔は鹽道濱、宇比濱、錦浦、大振浦、大濱の湊、木無里、夜見島莊、濱、湊、古戸、坂江、池川、出泉、境〇延寶七年境村餘子之神樂齋治部守群之弟森六郎右衛門守連、此兄弟の和歌は衛生の預中へ載す。率其附屬臣治郎右衛門三右衛門安右衛門甚七四人始移居於此土地開墾爲田島以農耕爲生業云云

境二十九箇家の其一は開村森六郎右衛門の宗家森氏なり同氏の家系を按ずるに境港獨案内に云、西小路、森家は人皇七代孝靈天皇の皇子正武彦命四十五代の苗裔餘見島宿禰守明の末孫明應年中喜代丸代の頃は官脇と稱

す爾後森と改氏傳へて今代清人に至る中興官脇喜代丸明應九年より明治廿八年までの年數三百九十六年なり明應九年以前慶和五癸未年餘見島宿禰守明出雲の國主對馬守源義親と婚を結びし歳に過れば三百九十八年、前後年數通計七百九十九年、先年より前の世代不詳、○古老傳云本村を夜見村と命名したるは境の餘子大明神合殿、正仙神、無社、尊號人皇七代孝靈天皇大倭日子賦斗爾尊、右は正仙神の御託宣により夜見村と命名云云

●第二 管轄沿革

因幡伯耆兩國の藩主松平光仲(鳥取藩祖)池田家の三代幼稱勝五郎、寛永七年六月十八日江戸に生る先代忠雄の長男として母は蜂須賀氏なり九年六月十八日三歳にして家を繼ぎ封を因幡に轉せられ鳥取に城を置蓋し鳥取藩主の祖なり、十五年二月藩臣佐分利成忠をして軍を率ひて將軍に會し天草の賊を討たしめて功あり十二月二十九日始めて九、元服して從五位下に叙し相摸守に拜す、十八年七月六日始めて封に鳥取に就き翌年十二月二十九日從四位下に叙し侍從に任す相摸守は故

の如し正保二年四月十八日大納言徳川頼宣の女茶々子を娶り七男六女を擧ぐ承應二年十二月二十八日左近衛權少將に遷任(相摸守故の如し)三年四月皇居御造營の役を助く、貞享二年六月二十一日致仕して長子綱清に家を繼かしめ元祿六年七月七日鳥取に卒す年六十四、初代忠繼幼稱を藤松丸と云ひ後、三郎五郎と改む播磨國主參議正三位池田輝政(勝入齋)の男(母は家康の女徳川氏)なり二代忠繼初名忠長、幼名勝五郎、後新次郎と改む慶長七年十月二十八日姫路に生る先代忠繼の弟なり同十三年四月十八日、七歳にして元服し從五位下に叙し宮内少輔に任す、四代綱清初名を輝高といひ幼稱を新五郎といふ止保四年十二月二十二日江戸に生る母は徳川氏なり寛文元年二月二十八日加冠して從四位下に叙し侍從に任し伯耆守に拜す、五代吉泰初名輝清又吉明、幼稱長吉後勝五郎と改む貞享四年六月二十四日江戸に生る蓋し別封堂殿守仲澄の嫡長なり元祿八年十二月六日綱清養ふ所となり十三年五月二十五日襲封し其十一月十五日年甫めて六、加冠して從四位下に叙し右衛門督を以て侍從を兼ね、六代宗泰先代吉泰の長子、輝美の出なり、享保二年二月十三日鳥取に生る初



名輝泰幼稱長吉後勝五郎と改む十六年十二月六日年十五元服して從四位下に叙し侍從に任せられ出羽守に拜し元文四年九月七日就封す、五年正月十二日相摸守に轉じ、七代重寛初名仲穆又重穆、幼稱勝五郎、延享三年七月十一日江戸に生る先代宗泰の嫡男にして徳川氏の産所なり四年十一月封を襲ひ寶曆九年十月二十一日加冠して從四位下侍從に任せられ相摸守に拜し、八代治道初名爲智幼稱若五郎又九秀三郎、明和五年三月十日江戸に生る即ち重寛の第三子にして母は婢、天明三年十二月四日襲封し四年正月二十一日加冠して從四位下に叙し侍從に任せられ相摸守に拜し、九代齋邦初名昭邦、幼稱秀三郎後銀之進と改む、天明七年二月十八日鳥取に生る先代の第一子にして生母は婢三保なり寛政十年六月二十九日襲封し十二年三月二十五日元服して從四位下に叙し侍從に任せられ相摸守に拜す、十代齋藤先代治道の第二子にして生母は婢、天明八年七月十日江戸に生る初名を道華と云へ幼稱は永之進と改む、文化四年七月二十四日齋邦の養子となり其九月十日襲封し十一月二十三日加冠從四位下侍從に任せられ因幡守に拜す、十一代齋藤齋藤第四子、神奈原の山初

名要訓幼稱誠之助、文政三年七月二十五日鳥取に生れ天保元年八月十二日封を繼ぐ、二年十一月首服を加へ從四位下に叙し侍從に任せられ因幡守に拜す、十二代慶行初名茂高又茂行、幼稱龜丸、天保三年四月二十四日江戸に生れ十二年七月十日宗家春訓の嗣となり其八月二十六日襲封す十三年五月二十八日加冠して從四位下侍從に任せられ因幡守に拜し、十三代慶榮天保五年三月二十三日江戸に生る初名利順、幼稱壽松丸嘉永元年十月九日聯命を以て慶行の嗣となり其十二月十九日襲封し廿四日慶行の養女(支封豐殿守仲律の女)聰子と婚す、三年閏四月五日加冠從四位上に叙し侍從を以て因幡守に拜す、十四代慶徳此に至り特に中納言徳川慶篤の先代慶徳一儲正二位慶徳は即ち是なり侯は恰かも明治維新前後に際し専ら主事に勤勞せられたるものとされは御沙汰書其他維新に關する重要な事柄多くは他の諸冊に顯然たり依て略々を要せず維新後管轄沿革、鳥取藩明治元年(自二年至三年)四年鳥取縣七月十四日自五年至八年鳥取縣十一月十五日

九年鳥取縣八月二十一日  
十四年鳥取縣九月十二日以後今日に至る

●第四 神社

本村の産土神は境村の餘子大明神なり古文書に元祿年中に者御高二百三十石餘開發相成候に付夜見村中爲願南北二百三十間横九間之處餘子大明神江寄進仕度旨出願御開屆相濟密村松林に相成居申候云云伯耆志を按るに産土神の外に小祠三とあり明治神社御檢視以降明治五年村社に列せられてより元米子町天満宮神職青砥重頼祠掌の拜命夜見神社に奉職以降歷然たり祭神素盞鳴命 先年境村荒神宮御分靈なり(備考)

全國各府縣に於ける神宮以下神社の總數は十九萬五千三百五十六社、内神宮一、宮幣大社四十三、中社二十六、小社三、別格官幣社二十一、國幣中社四十九、小社二十六、府縣社五百四十三、郷社三千二百十八、村社五萬三千三十七、境外無格社十三萬八千八百八十九社にして之に奉仕する神職總人數は一萬六千三百六十五人なり其内職神宮に七十三人、官幣大社に百六十二人

中社に八十六人、小社に六人、別格官幣社に六十四人、國幣中社に百五十人、小社に六十六人、府縣社に八百九十六人、郷社に三千七百二人、村社に九千二百二十八人、境外無格社に千九百三十一人等なりと伯州夜見村荒神記

夫神之妙焉不可得而測矣神者先天地其德既已成四海蒼生受之以矣神明昭々乎體中故者爲萬物之靈也其稟生也雖體化天之五行降地地五行受而爲五臟十月而生矣夫已體成則一心從天賜之於此其境之本店受而更賜之七情所謂七情也者喜怒哀思悲恐驚是也皆產神之撫育無念無想之赤子七情自具也夫普天之下率土之濱誰不蒙其澤哉嗚呼神恩至大至高誠不可仰矣茲伯耆國夜見村者昔廣々砂原也延寶七戊未曆予祖境村餘子之神寮森治部源守祥之舍弟森六郎右衛門守速率其附屬臣治郎右衛門三右衛門安右衛門甚七四人始移居於此關土地爲田畠以農耕爲生業矣貞享元子年遷鎮境村之荒神於村之東南爲產居之神境村神寮森氏守祥之孫守秀兼而爲之司守秀之子守久守久之子守滿繁世守之至寶永八卯年神寮守滿與司職於其祭下職遠藤掃部藤原正次於正子孫世爲社司雖然春年祭夏鎮虫祭秋漁滿祭及臨時之祭禱等皆予家與遠藤自



古相興行之正徳四年二代六郎右衛門守實移鎮社所於吾松林雖欲闢古地神島未累至三代六郎右衛門守時之世古社所於爲島從其東一町去而有澤填土爲田地其二所作田島爲十一月新嘗祭之供米相共助而爲功者十有八人謂之講中此時森諸姓及四家之子孫大繁茂及自他移居者頗多矣於此定一村之席次六郎右衛門與二代守實之孫森孫六守芝爲左右之上席其餘之講中席次有次第而祭祀之式例儼然不墮等也村祖守連開村之時從祖家其所附屬之四家於助力使爲墾闢之役是以至世子孫雖平日之交不拘貧富盛衰四家之孫不可爲首於森諸姓況於諸家乎三代守時之以記書也五代六郎右衛門守昌森定右衛門吉寛二家之松林中東西八間餘南北十二間定方境寄附之今茲文化十二星乙亥孫六之曾孫森七郎右衛門守里發村中榮昌之願與村長六郎右衛門守昌年寄五平次及下役産人相共議再建宮殿功成而丙子夏四月遷幸神林諸予記因述其所由如此

餘子神寮

源朝臣久慶著

第五 寺院

西伯郡境町は概子心龍山光祐寺の檀家なり則ち其由緒

抑當山は寛永十二年丙子四月報譽上人の開基にして總本山智恩院より嘉號を賜はり寛文八年二世貞譽上人叙めて堂宇を創建す其開基以前の事蹟古老の口碑によれば往古は當所に延盛山藥師寺と云ふ大伽藍あり其名山陰道に輝きて全盛を極めしも文安四卯の年火災に罹り灰燼に歸したるも古佛尊像舊記等は幸にして其災害を免かれ歴然たり惜哉堂宇を再建する能はず有名無實終に名利も無住となりしとかや此古佛尊像は今日當寺の境内に安置せる尊像是なり又毘沙門天の古像は藥師寺と前後は詳かならざれども當村に在し吉祥院廢寺退轉の節其古佛を民家に移し秘藏せしものなるか寛文八年舊敗せし生蓮寺跡を撰み當寺を建立し入佛供養の式を施行せり當日貞譽上人彼の民家より尊像を奉迎し藥師如來と同堂に安置したり毎年正月三日投杓子の古式は藥師寺の遺例なりしを以て今尚ほ施行す惜哉是又明和五子の年火災に罹り灰燼に歸し什物舊記等悉く焼失したれども幸にして猛火の中より兩尊像を救出して當寺再建の日舊に據り境内に安置せり其靈徳の著明なる素より云へからず故に結縁の衆生善男善女渴仰の信念を發揮せる日一日よりも盛大なり且つ開山堂中央部の棚

に安置せし座像の阿彌陀如來は往古眞言宗代蓋寺を同郡中野村に移し爾後曹洞禪正福寺と改宗し堂宇建立の當時境の東小路に一字の草庵を建て此本尊を奉迎したる事跡は正福寺縁記に歴然たり當山開基以前に猶又遷り長譽上人と云ふあり藥師寺を再興せんよとを企望せしも時至らずして其念願空しく水泡に属し遺憾の余り當所共有墓地の四隅へ法華經を石に動し之を埋め其上に碑を樹て以て將來我が志を繼んものあらん事を祈り(今猶四隅の佛と稱し毎年益七月十四日衆人禮拜す)何國へ行しか更に其後音信なかりしと爾後長譽上人の志を繼ぎ興復を謀りしものありしも遂に事果さざりしか爰に寛永年間報譽上人起りて長譽上人の志を讀し此一山寺を發起したり當寺一千數年の由緒も徒に口碑に而已残り後世終に其詳細を知る者なき事を恐れ要を撮て略記す

右増補光祐寺略縁記 編者 法道居士

一光祐寺 淨土宗 位置 西伯郡境町

開基 報譽龍山 二世 貞譽夢覺

三世 觀譽秀察 四世 來譽傳説

五世 門譽圓察 六世 見譽本圓

七世 誠譽眞隨 八世 慈譽本隨  
九世 聰譽壽善 十世 相譽智洲  
十一世 崇譽在立 十二世 純譽圓隨  
和尙之を創む爾來近傍の寺院に行はる尤も諷誦文の濫觴は中古にして世に行はるゝと皆知る處なれば當地方に於ては此迄行はれざりしなり境町の儒醫横田朗氏の作に係る諷誦文あり他寺の僧登山して乞ふて是を寫すものあり  
十三世 孝譽智戒  
十四世 禪譽本繼 十五世 相譽戀音  
十六世 性譽達龍 十七世 常譽禪明  
十八世 寂譽靈賀 十九世 説譽開隨  
二十世 純譽義觀 二十一世 哉譽慶禪  
一夜見村 迎接院 創立元祿年間開鑿祖人死亡一二名を過去帳に據れば寛文十年戊三月七日亡五郎左衛門清譽速入淨土居士 元祿十四年辛巳十月廿六日亡六郎右衛門嘆譽永運了讀居士

(備考) 全國寺院住職數、其筋の最近調査に據れば全國各宗寺院總數は五萬三千二百二十九人にして其内譯は天台宗二



千八百二十八人、眞言宗七千四百五十九人、淨土宗五千九百七十一人、臨濟宗四千三百十三人、曹洞宗一萬千七百三十六人、黃蘗宗三百六十三人、眞宗一萬五千六百七十六人、日蓮宗四千六百六十三人、時宗三百八十七人、融通念佛宗三百三人、法相宗十一人、華嚴宗十二人等なりと淨土宗に因て茲に總本山智恩院行誠師の高徳を述んで慶應四年戊辰正月大政一新ありて、元を改め明治とされ、其二月、各國の使臣を京都に召され、紫宸殿に於て謁見を賜ふとの仰出があつた、昨日迄醜夷震欲視して爪弾をした外人を、天顔に咫尺せしむるは、如何なるのであらうと、朝野の物議鼎沸くが如くであつたが、朝廷は頑として實行せられ、其期に望んで、英、米、佛、露、蘭其他の公使は、續々兵を率ゐて入京して、豫め旅館に當てられた五山の禪刹其他の大寺院に入つたのである。日は、二十七八日頃なり、最も見物人の多かりしは、英國公使サー、ハルリ、パークス氏の旅館智恩院の門前、新橋通りから大和大路にかけて、見物人は山の如く、立錫の地も無い位、やがて十時と思しき頃軍樂を奏して、蜂須賀藩の兵隊が眞先に、洋服陣笠、グレイル銃、前驅して打出し、次は銀の兜に赤服白袴、鋒に

小旗を付したのを持つ旗兵が一小隊ばかり、次は公使パークス氏、大禮服の金モールが燦然として人目を驚かし、後ろに従ふ正装の二三の武官と共に、馬上もたかに乗りなした。兎に角珍らしい行列であつて最後には、何れの藩の兵士だか、殿の護衛を勤め居られた、この行列がしづ／＼馬を打たして通つて行くと、突然青樓の軒下から走り出た壯士が一人、淺黄木綿の紋付に白小倉の袴、下駄は脱捨て、電光石火、英公使を目掛けて援打ちに切り付けた。

アツヤと思ふ刹那に、士官が馳せ隔て、公使は無事なるを得たが、次いで後の方から、これはまた三才羽織に陣笠を被つた、立派な武士が一人、馬上で駈つけて、一太刀壯士を切り付け、其際に、英國旗兵は、公使擁護して智恩院へ引返へす、彼の、武士も、忽ち馬から下りて壯士の首を打落して、之れを引下げて、同じく智恩院へ引上げた目覺ましい働振り此の武士は後で陸奥宗光氏であつたといふまじなり。壯士は山口正養の漢學塾に居た、大和十津川の郷士で、名は林田庄太郎といふ。遺體の側に脱すて、あつた羽織の裏に、悲憤慷慨の歌が書いてあつて、其當時世に傳

へたり

事を行つたは彼一人だが、もと／＼同志の者もあつて、大に成すところあらんとした者だといふ、が其機になつて、變心者があつて、單身此の行動に出でたもの。其頃の智恩院の住職大増正福田行誠師が、首級を請ふて、之れを同寺釣鐘堂の東北隅に埋めて、墓碣を建てた。殉難烈士之墓として、今も残つて居るが即ちそれである。尙は行誠師の高徳は、今更言はずとも、人の知るところであるが、嘗て奥羽の地を巡錫して行く行秋田に至り、平田篤胤の墓を吊ふて厚く回向された。隨從の僧侶之れを見て、墓の主は、佛法を罵つた所謂法敵であるのに、それに斯く怒なる回向あるは、如何ならんかと難ずると、師は襟を正して、否、此主は訪法の罪で墮獄して居る人であるから、斯く法樂して解脱得度せしめるのであると説かれたと聞いたし、又た増上寺の住職たりし頃、一句の説教をされたことがあつた、其の聽衆の中に、基督教の牧師が交つて居るといふので、衆僧が之れを却けて堂外に去らしめうとした、すると師は遙かに此様を見て、山川草木一切の諸物に法を授けるのが佛者の勤である、異宗外道のものといつて、之れを後

ける法があるかと自ら書して此の牧師を招き、齋を供して厚くもてなした上に、深く此牧師と語られたことがあるといふ。平等利益、己の敵を愛せよといふ、最も貴ぶべき行爲である。

### 第六 氣候

本村の氣候を調査せんと欲するも當地は未だ氣象觀測の開始なく精密の調査を爲すの道なく遺憾此上なし依て境測候所及米子葉烟草專賣支局の觀測に係る兩地氣候の梗概を掲げて以て該地氣候の概略を推測するの資に供せんとす

境地方空氣の溫度平均は（明治十九年より全三十五年に至る十七年間の平均なり以下之に倣ふ）十四度三華氏五十七度七）にして絶對最高は明治二十六年八月四日に於て三十七度八（華氏百度）を示し又絶對の最低は明治十九年二月五日に於て氷點下八度二（華氏十七度二）を示せし雨雪の日數は二百〇七日にして其水量は一千九百〇七耗五（我一坪の地に三十四石九斗〇七合七夕）にして一日中の最多量は明治二十七年八月二十三日に於て二百九十耗二（我一坪の地に五石三斗一升〇七夕）なり風は概ね北東風にして其速度は一秒時間



に三米二(我曲尺一間四尺五寸六分)なり然して最速  
度は明治二十六年十月十四日に於て三十五米七(我曲  
尺十九間三尺八寸一分)を疾走せり海水の温度は十六  
度九(華氏六十二度四)(但し明治二十五年より三十年  
迄の平均なり)最高は明治二十七年八月十三日に於て  
三十一度八(華氏八十九度二)最低は全廿六年二月二十  
八日及全廿七年一月三十一日に於て二度八(華氏三十  
五度二)なり降霜期は平均十一月十二日に初り四月十八  
日に終る然して最も早きは明治三十三年十月二十三日  
にして最も晩きは全廿九年五月八日なり雪は平均十二  
月四日に初まり三月廿五日に終る然して其最も早きは  
明治廿六年十一月十七日にして最も晩きは全廿四年四  
月七日なり

米子地方空気の温度平均は(明治三十二年より全三十  
五年四ヶ年間の平均なり以下之に倣ふ)十四度七(華氏  
五十八度五)にして絶對最高は明治三十三年八月六日に  
於て三十六度八(華氏九十八度二)を示し又絶對の最低  
は明治三十三年一月二十六日及三十四年二月三日に於  
て氷點下五度八(華氏四十二度四)を示せり雨雪の日數  
は百七十日にして其水量は一千五百七十五耗八(我一

坪の地に二十八石八斗三升七合二勺にして一日中の最  
多量は明治三十五年九月廿八日に於て百五十耗一(我  
一坪の地に二石七斗四升六合八勺)なり降霜期は平均  
十一月七日に初まり四月三日に終る然して最も早きは  
明治二十六年十月三十日にして最も晩きは四月二十三  
日なり又降雪期は平均十二月十日に初まり三月十五日  
に終る然して最も早きは明治三十四年十一月廿八日に  
して最も晩は全三十一年三十一両年に於て三月廿一日な  
り

備考 降霜雪期節の觀測會見汗入郡役所の觀測に  
由る

境に於ける明治三十六年の暑熱八月中の大暑を調査す  
るに最高の點よりするも最低又は平均の點よりするも  
其示度は十數年の累年平均に比し大差なく却て稍々低  
き位なり且つ雨量は八月の中旬に少量ありしのみ故著  
しき旱なり故に空氣乾燥して氣壓稍々高く蒸發量は二  
百ミリメートル許ありて全く前月の多濕を地上より  
天上に( )發散せりかく毎日照り續きたる割合に  
は日温高度ならず四十一度平均にて累年平均より低し  
地上の温度も累年の度に等しく地面温度は冷却する度

速やかに比較的消冷なり最も西風卓越して吹く時は  
偶々攝氏三十二度以上に昇りしこと二三度ありて天然  
の打水なる驟雨もなく割合暑熱を感したれども實際の  
示度は平均上累年と大差なく先づ順候にして空氣は少  
々濃密にして壓力高度なりしは好天の爲なり昨今琉球  
邊に低氣壓現出したれども日本海岸に高氣壓ある間は  
暴風は發達せざるべく故に二十日は暴風なからん又  
統計上大風は八月中旬か九月に入り十日後にあるもの  
如し故に暴風は二十日よりも二十一日の頃あり  
勝なり故に實際は今より知り得べくもあらざれども本  
年本邦概ね暑氣烈しく又他に低氣壓の發現もなきにあ  
らざる由なれば其頃になれば多少の風雨はあるまじな  
らん〇八月中米子の氣象

空氣の壓力平均は七百五十六耗一にして平年より低き  
こと一耗九空氣の温度平均は二十三度九(華氏七十五  
度二)にして平年より低きまゝ一度二最高は十七日に於  
て三十三度六一華氏九十二度五を示し平年中の最高(一  
明治三十五年)に比し低きこと零度六最低は五日に於  
て二十度(華氏六十八度)を示し平年中の最低(明治三  
十三年)に比し高きまゝと七度七なり降雨の日數は十五

日にして平年と全一なり其水最は百五十七耗四(我一  
坪の地に二石八斗八升〇四勺)にして平年より多きまゝと  
一耗二然して一日中の最多量は一日七日の兩日に於て  
三十耗六(一坪の地に五斗六升)なり更に全縣下を通覽  
するに空氣の温度は八上に於ける三十八度一(華氏八  
十二度六)より多里に於ける二十二度三(華氏七十二度  
九)の間ありて八上、三朝、八橋の三ヶ所を除くの外  
は各地皆平年より低し降雨の量は多里に於ける三百六  
耗四(我一坪の地に五石六斗〇七合二勺)より若櫻に於  
ける百三十六耗一(我一坪の地に二石四斗九升〇六勺  
の間ありて若櫻を除くの外は各地皆平年より多量なり

●第七 疆域

東は大洋にして与の如く一大灣をなす稱して与濱と云  
西は西伯那彦名に村界し南は全郡加茂村大字河崎村に  
接す北は富益村界より斜に出雲國八束郡美保關を臨む

●第八 地勢

東は大洋にして灣内に臨み西南北三面隣村に接する所  
も亦只渺茫たる曠野にて平坦の地なる故に田畑のみ  
なり故に山岳巖石を見ず依て新炭最も乏しく大に之れ



に苦しむ然れども運輸頗る便利にして舟車交通宜しく  
 薪の類多くは當郡光徳村地方より輸入す

●第九 地味

其質美ならずと雖ども田畑のみにして山林原野少く稻  
 田は泥土なれども其他は砂地なり故に旱澇の節は往々  
 用水に苦むよとあり故に同國日野川の支流米川より田  
 圃に灌漑し且小池を堀り之れを汲んで潤を乞ふ其人力  
 を費す夥多以て其勞を知るべし

因に米川開鑿と夜見開鑿同時に起りしと古老言傳ふ然  
 れども「開鑿の僥倖項目に詳なり」編者茲に一吟をも  
 のす

夕立や米川よりも少し先き 青 蛙

●第十 地所及反別地價地租表

地所總反別貳百六拾町九反貳畝七步  
 此地價貳萬九千四拾參圓六拾四錢八厘  
 此地租九百五拾八圓四拾四錢八厘

(明治三十六年十月現在)

●第十一 町村基本財産

其筋の最近調査に據るに全國三府四十三縣下に於ける

一萬六十二ヶ町村の基本財産は實に左の如し	土地價額	七〇二、二六四圓
建物價額	七百二十二萬二千六百六拾六圓	
穀物價額	七百二十七萬五千四百四拾六圓	
穀物價額	百十九萬二千二百八拾圓	
諸株券價額	八拾九萬八千四百九拾圓	
現金	四百十五萬九千七百拾參圓	
諸品價額	四拾參萬千五百八拾六圓	
合計貳千五百五拾五萬參千貳百拾七圓		
之を町村數に割當るつゝ平均一町村貳千〇廿壹圓五拾		
錢なり更に本縣下に於ける町村の基本財産如何と見る		
に其の一昨三十四年度末現在に係るもの左の如し		
郡別	總額	平均一町村
岩美郡	三四、二六四圓	
八頭郡	三六、六三〇圓	
氣高郡	三〇、五二八圓	
東伯郡	八一、四五九圓	
西伯郡	八三、三四七圓	
日野郡	五一、三九六圓	
計	三三八、六九八圓	平均一、七八二圓

全國の分も多分同時即ち一昨年頃の現在なるべきに本

縣下の各町村は之に對して五割強以上八割弱に當るに  
 過ぎず然らば此の基本財産は如何なる形に依りて存在  
 せるかと云ふは左の如し(圓止)

郡別	土地價額	建物價額	穀物價額	諸株券價額	現金
岩美郡	九、六一	一、三〇〇	一、四〇〇	一、八〇〇	七、六〇
八頭郡	二〇、〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一〇、〇〇
氣高郡	三、六六	一、二〇〇	一、三〇〇	一、五〇〇	一、三〇〇
東伯郡	九、六三	四〇〇七	五、五〇	一、〇五〇	二〇、六六
西伯郡	一、八三三	二、六四三	一、五〇	一、五〇七	三、九三
日野郡	二、〇五	六、六	〇	三、三六二	九、七六〇
計	二、五二	二、五二	一、九三	七、七六〇	七、九六

三拾參萬圓余の基本財産は散て抄しと云ふべからざる  
 も其の大部分を占むる建物は始んど殖利を生ぜざるも  
 のにして而も年々朽腐に依りて減少し土地も亦擧げて  
 云ふ程の利益を生ずるものにあらざれば今日有する  
 處の基本財産なるものは未だ甚だ頼むに足らずして之  
 が増殖を圖るは今日の急務たるべきなり左れ其の近  
 年に於ける増加歩合を見れば稍々望を屬するに足れり  
 即ち左の如し

年次	總額	平均一町村
三十一年	一七〇、七六圓	六二圓
卅二年	二〇〇、三六圓	一、〇七圓
卅三年	三〇七、〇〇圓	一、六二圓
卅四年	三六、六六圓	一、六二圓

即ち年々著しき増加を來しつゝあり此際當局者にして  
 銳意之が増殖に盡して怠らざれば満足の境に進む敢て  
 遠き未來にあらざるべし之を努めよや當局者

西伯郡夜見村基本財産

- 一 軍事公債証書貳百圓
- 一 農工銀行株券拾五株參百圓
- 一 京釜鐵道株券六株參百圓
- 一 現金九百七圓八拾六錢壹厘
- 一 土地反別拾參町四畝四步

以上 (明治三十六年十月二十六日現在)

●第十二 最近三ヶ年間戸口並人口

明治三十三年	戸口	貳百七十七戸
全 三十四年	全	貳百八十五戸
全 三十五年	全	貳百九十戸



明治三十三年

人口

壹千三百八拾參人

全 三十四年

全

內男 六百九十四人  
內女 六百八十九人  
壹千三百九十五人

全 三十五年

全

內男 七百九十八人  
內女 六百八十六人  
壹千四百四十六人

全三十六年十二月三十一日現在  
本籍戶數貳百九十四戶

內 二十六戶 同居者

七戶 無家

五戶 出寄留

壹戶 入寄留

差引現住貳百五十七戶

人口 壹千四百四十一人

內 男七百四十一人  
女七百一人

配偶者 參百拾參

第十三 村役場職員錄、庄屋、戸長、村

長累代

鳥取縣西伯郡夜見村役場

境警察署夜見村巡査駐在所

職員錄

當選々任認  
可年月日

退職年月日

村長 氏名

辭職 明治廿二年

明治二十四年

柏木 大五郎

辭職 明治廿四年

明治二十五年

松本 武四郎

滿期 明治二十六年

明治三十年

森 磯吉

辭職 明治三十一年

明治三十二年

柏木 新多郎

辭職 明治三十三年

明治三十六年

森 磯吉

滿期 明治三十六年

八月十九日

足立 直四郎

滿期 明治廿二年

明治廿六年

森 磯吉

滿期 明治二十六年

明治三十年

足立 磯輝

滿期

明治三十一年

明治三十五年

足立 磯輝

明治卅二年五月十三日

森 磯吉

明治三十五年

一月五日

足立 磯輝

明治卅二年六月二日

青砥 喜代多

滿期

明治廿二年

明治二十六年

足立 直四郎

明治卅一年四月十五日

西村 甚平

滿期

明治二十六年

明治三十年

足立 直四郎

村會議員

松本 萬藏

辭職

明治三十年

明治三十四年

足立 直四郎

明治二十二年

森 磯策

全

明治三十四年

明治三十六年

門脇 伴四郎

明治廿五年

森 磯吉

全

明治三十六年

明治三十七年

足立 吉彦

明治廿二年

足立 直四郎

明治三十七年

三月廿五日

松本 民四郎

明治廿八年

西村 甚平

助役

明治廿二年

明治廿六年

足立 磯輝

明治廿五年

柏木 大五郎

當選

明治廿八年

十二月廿六日

足立 慶一

明治廿八年

松本 增四郎

學務委員



一級半級 改選	全	明治廿五年 十月十八日	倉郷 貞次郎	二級	明治廿四年 十月十六日	足立 辰四郎
二級滿期	全	明治廿一年 十月廿一日	森 磯吉	二級	全	足立 龜松
一級全	全	全	柏木 大五郎	一級	全	松本 松多郎
一級全	全	全	西村 定四郎	初代	庄屋 長村長累代	
二級全	全	明治廿八年 十月廿二日	渡部 榮壽	二代	庄屋	西村孫右衛門 安永五年
全	全	全	森 靜策	三代	庄屋	森 幸七 寛政元年
一級無資 格となり	全	全	西村 甚平	四代	庄屋	森 宇右衛門 文化三年
一級	全	明治廿一年 七月十五日	松本 民四郎	五代	庄屋(河崎村)矢倉	森 磯右衛門 天保三年
二級收入 後となり	全	明治廿一年 十月十九日	足立 辰四郎	六代	庄屋	森 清次郎 天保十二年
一級	全	明治廿六年 一月廿日	森 磯吉	七代	庄屋	柏木 甚五郎 弘化二年
一級	全	明治廿一年 十月十九日	松本 宜春	八代	庄屋	森 磯右衛門 嘉永元年
一級滿期	全	明治廿四年 十月十三日	松本 萬藏	九代	庄屋	安田 彦平 安政二年
			柏木 貞四郎	十代	庄屋	角 儀右衛門 安政三年
				十一代	庄屋	倉郷 周助 文久元年
				十二代	庄屋	森五郎右衛門 慶應二年
				十三代	庄屋	倉郷 周助 明治元年
				十四代	庄屋	森 五郎作 明治三年

十五代	庄屋 倉郷 貞次郎	六年
十六代	庄屋村用係及戸長と改稱す 森川 平四郎	九年
十七代	戸長 畑本 常次郎	九年
十八代	夜見富益二ヶ村聯合 手嶋 善四郎	十三年 (富益村)
十九代	全上 湯淺 重平	十四年 (富益村)
二十代	全上 柏木 大五郎	十五年 (夜見村)
廿一代	大篠津、和田、富益、夜見聯合 立原 有隣	十六年 (大篠津村)
廿二代	全上 安田 復四郎	十九年 (大篠津村)
廿三代	町村制實施獨立村 柏木 大五郎	廿二年
廿四代	村長 松本 民四郎	二十四年
廿五代	村長 森 磯吉	二十五年
廿六代	村長 再撰 森 磯吉	二十八年
廿七代	村長 柏木 新多郎	三十一年
廿八代	村長 森 磯吉	三十二年
廿九代	村長 足立 直四郎	三十六年

編者云數月間舊記又は古老に就て親しく調査の結果編輯すと雖も万一誤謬なきを保せず若し誤謬あらば以後の諸彦訂正を請ふ編者亦云夜見村と命名後も久しく境新田と云ひし由依之安永以前の庄屋舊記に見へず明治九年以後の組長。矢倉作次郎、森貞藏、足立五平治、安田民三郎、足立九郎平、足立勝四郎、森多平、門脇宇逸、松本秀次郎、渡部彌平次、渡部榮重郎、柏木甚五郎、松本増四郎、十三年夜見富益両村會議員。松本増四郎、柏木大五郎、渡部榮重郎、森磯吉、十六年四月より和田村外三ヶ村聯合會議員、柏木大五郎、森磯吉、渡部彌平次、松本増四郎、

- 第十四 公民者及所得稅納人  
公民者 百五十人  
所得稅納人 五人 (三十六年十月調)
- 第十五 農商工業各戸別  
商 三十二戸  
工 二十五戸 (三十六年十月調)



餘は総て農 但し漁業及雑業を兼るなり

### ●第十六 風俗習慣

村民は概して質朴鄭重を尙ひ苟且にも浮華狡獪の心なく言語動作等殊に淳良に勤めて揚漫の風なし習慣としては世の開明に伴ひ頑迷なる舊癖を廢し迷信者等は至て稀にして別段記載するの箇條なし併し金錢取引等に至りては今尙は舊曆を用ゆるもの多し毎年正月も孟蘭盆會も従前の習慣による盈踊りも昔の婆今に存せり。産土神祭典執行も従前の恒例其儘なり。其他の習慣微然として存せり云云

### ●第十七 網及漁船數

網 二側  
漁船 三十艘 (三十六年十月調)

「備考」 遠洋漁業最も必要の注意を以て掲ぐ遠洋漁業に就ては政府より毎年補助金を與へて獎勵しつゝあるものなるが現在の漁業船舶(和洋形共)并に其漁獲價格三縣の分を擧ぐれば左の如し

島根縣	船數 一七三	乗組 六〇七	漁獲物價格 七四、三一七
-----	--------	--------	--------------

廣島縣 六二七 三、三四一 二九八、八八二

山口縣 八二二 三、九六八 三六一、九四七

鳥取縣告示第四十五號

漁業組合規則第六條に依り申請したる左記漁業組合の設置を認可せり

明治三十七年三月八日

鳥取縣知事 寺田 祐之

一名稱 夜見村漁業組合

一地區 西伯郡夜見村

一事務所の位置 西伯郡夜見村百三番屋敷

### ●第十八 人力車及荷車數

人力車 七輛  
荷車 六十四 (三十六年十月調)

### ●第十九 各地里程

東は	大洋
西	西伯郡彦名村中央へ十七町三十間
南	全郡加茂村中央へ十三町十四間
北	全郡富益村中央へ十六町

米子町 那役所へ壹里十九町  
境町へ 三里  
鳥取市へ 二十七里五町

### ●第二十 産物

米、麥、甘藷、棉、葉藍、繭、鱒、飯、鮭、青前魚、鯛、甲烏賊、魷、斑蝦、一名弓ヶ濱蝦。此くるま海老に就て奇談あり

徳川時代に在て造物者が魚類に其領主の定紋章を特に印章附與したりしとの珍説之れなり秋田藩佐竹家の領に漁獲する鱒には佐竹家の定紋立扇の印章あり、鳥取藩池田家の領地にて漁獲する、くるま蝦には池田家の定紋上羽の蝶の印章あり此領守にして若し領地替等の變あらば此魚類忽ち本領地を退ると言傳ひしもよは明治聖代の今日依然として魚類其所をさらざるをや、春雨や手操引網斑蝦 青 蛙

### ●第二十一 教育

文部省圖書課にては注入的教育は體力發達上に妙からざる妨害を與ふとの説に對し其の調査の結果を報告したるが其の要左の如し。

我が邦人の體格を益々發達せしむるよとは緊要の問題なり然れども現行の教育制度は身體發育上に妨害を與へたるの跡を認めざるのみならず、該制度によれば正教科として學生生徒兒童に適當の體操科を課し衛生上沮害ある事項は努めて之を除外し學校衛生の普及を圖らざるなし固より廣漠の地に居り鋤耨を執り又は力役のみに従事するものと學藝を研磨する高等教育を受くる學生とは自ら其體格に差等あるは世界一般の状態にして言を俟たざる也

	甲種	乙種	丙種	丁種
高等學校卒業生	二五、七	六、六六六	一、六三九	三
中學卒業業	一七五、九三〇、九、八四七、九四〇、六	二六七、〇二〇、九、三三六、六	一八七、七	
高等小學卒業	三三三、四三〇、四、六三三、九	三、七、九		
同 上 同 等	四二、七三六、六、二七、九	三、五、三		
尋常小學卒業	三三三、二二五、九、〇三三、一八	六、八一		
同 上 同 等	四〇五、五〇六、〇、四五二、六	五、九		
讀書算術を爲し得るもの	三、七、三、三、〇、九、九、三、〇、三	六、六		
讀書算術を知らざるもの	三、五、七、三、四、五、〇、四、三、三、七、六、三、四、一			



を觀察するよとを得らるべし今此の比例數に依り其強弱(假に甲乙種の者を強者丙丁種の者を弱者とす)の概要を擧ぐれば讀書算術をなし得る者は之を知らざる者より強者多く尋常小學卒業の者及び同等の者は讀書算術を爲し得る者よりも強者多く高等小學卒業の者及び同等の者は尋常小學卒業の者及び同等の者より強者多し即ち初等教育を受けたる者は教育なき者より強者多きに居れり又中學卒業同等の者は讀書算術を知らざる者より強者多し是に依て之を觀れば教育なき者は教育ある者より強しと言へる論證に反對せり而して中等以上の教育を受けたる者は初等教育を受けたる者より弱き者多きが如しと雖も深く之を査察すれば該程度の者にして徵兵検査を受けたる者は進んで夫より等位高き學校に入らんとして体格検査に合格せざる者若は方橋不定の者多きに居るに因るならんか何となれば中學卒業者又は同等の者は此外に徵兵適齡にして其徵集猶豫の學校に在學する者又は陸海軍學校に在學する者多きを觀ても之を推知するに餘りあるべし然り而して其徵集猶豫の學校に在學する者及び陸海軍學校に在學の者の體格の状態如何に就きては陸海軍學校生徒に係るも

のは茲に之を喋々するまでもなく概して薄弱なりと云ふものはあらざるべし徵集猶豫の學校生徒に就き一例を擧れば最近の調査に係る全國諸學校學生生徒身體検査成績に依れば男年齢二十乃至二十一年の學生生徒中文部省直轄學校に係る者の體格は検査人員百人中強健の者四十八人中等の者四十六人薄弱の者六人の比例に當り其他府縣立學校等の生徒に於ける概ね此の比例に相當せり但し該強健中等薄弱の等位は徵兵検査の甲乙丙丁の等位と其検査方法を異にするも學生生徒の體格検査は相當資格ある學校醫は検査に依り且つ其等位に就きて精細なる規程あるを以て著しき差異はあらざるべし又中學卒業者にして士官候補生志願者の最近五ヶ年に於ける體格試験の成績に依れば志願者百人中合格者八十一人の比例に當り一年志願兵に係る體格試験の成績に依れば志願者百人に就き七十九人の合格に當り要するに教育の進歩の爲めに身體發育上に妨害を及ぼすが如き虞なきは更に喋々を要せず。

夜見尋常小學校沿革略記

本校創立は明治六年十月十九日を以て村内佛堂を校舍に充て開校式を擧ぐ全日青砥重頼全村社祠掌兼本校版

訓導拜命兼務す爾后明治十九年學制改革までの間青砥益雄足立庸男武内山三郎渡邊龍雄安場武治等の諸氏訓導拜命勤務す明治十九年四月本校を富益小學校と合併し更に見益小學校と改稱せらる

に任せられ勤務  
全廿五年二月女子教育獎勵の爲裁縫科を加設す  
全廿五年八月校舍一棟増築す  
全廿五年八月學令改正に依り本校を夜見村富益村學校組合とし組合長壺名學務委員六名學區議員八名を置かる全年八月學令改正により更に組織を改め日に月に進歩を顯せしか三十二年三會組合村會の決議により學校組合を解き更に夜見富益の二尋常小學校に分離するものとせり

明治廿年四月改正學令實施に際し廢校同時職員自然改任此月新に校舍建築に着手す全年四月校長安田茂年命全六月中技勘治郎訓導に任せられ勤務全年十一月訓導中技勘治郎全郡竹内尋常小學校に轉任全年十二月青砥喜代多訓導に任せられ勤務全年校長安田茂全郡愛勞尋常小學校長に轉任全廿一年一月井田定省訓導に任せられ勤務全年五月青砥益雄准訓導拜命勤務全廿一年七月訓導青砥喜代多校長に兼任せらる

全年四月校舍新築に着手し建築委員森磯吉松本宣春時恰も災威赫々たるも意に介する處なく家事をも顧みず熱心努力以て工事の速成を計り懇意盡力の功に依り全年七月土木竣功せり  
全三十二年五月廿二日設置指定夜見尋常小學校と稱し一村一學區とす  
全年六月青砥喜代多訓導に任せらる  
全年七月設立開校式を擧ぐ  
全年全月本校に左の職員就任管理現者柏木新多郎學務委員森磯吉青砥喜代多松本萬藏  
全三十三年一月森磯吉村長に就任し管理者となれり

全廿三年十一月廿四日教育に關する勅語下賜せらる  
全廿三年十二月全郡渡尋常小學校校長兼訓導青砥淨訓導

全三十三年一月森磯吉村長に就任し管理者となれり







と割合で御座います。其次には二十三年で、此年も少しあつたが、二十七八年の頃に於て又此の病氣が出たので御座います。夫れで廿七八年の病氣に於ては、近衛兵なん々が澤山羅つて生命を失なつて居ります。軍事に大關係を及したのには此病氣で御座います。即ち臺灣、澎湖島なん々でも慘狀を極めて、日本の勇敢なる軍人が命を失ひましたのは、實に遺憾とするところであらう御座います。其次が三十五年であつて、御存知の通り、佐賀縣であります。關西地方で最も流行を極めたのは、福岡縣、山陽道は岡山が劇かつたのでございませぬ。當り濱地方にては、安政年間慧星懸れ村翁曰く疫病流行の兆なりと果せるかな虎列刺(其當時の土俗云病名狐狼狸)病流行爾後明治十二年流行三十年赤痢病流行、傳染病豫防委員渡邊直太郎、醫師なし、産婆一名、避病院を新設最も完全なる構造なり

虎列刺病豫防法の一一般 (山根正次氏談話)

(一) 家屋は毎日善く洒掃し、空氣の流通及び、光線の透射を充分ならしめ、取分け便所、并捨場、下水などの不潔な場所は注意して掃除を爲し、汚物を堆積せしめぬやう致さなければ成らぬ。溝渠とか下水の様な場所は

春冬の時季に於て、豫め掃除を致してたくがよろしい。流行時に至つて之を攪擾しては汚氣蒸散せしめて、却つて身體に害を受くるよとが御座います。

(二) 身體は成るべく清潔に保ち、衣服は乾淨なるものを選び、屢々之れを交換いたすが宜しい。

(三) 寒胃は本病とは非常に近い關係を有つて居つて、稍々もすると本病を誘引しますから、夏期に於ては、つとめて假寝や庭樹の下に涼を取りつゝ眠ると云ふやうな事は致さんやうにせんければ成りませぬ。朝夕温度に劇變のある時候に於ては毛布類を以て腹部を包むがよろしい。

(四) 腐敗しかつた食物や、或は酸味を帯びたる飲食物は決して食用致しては成りませぬ。

(五) 未熟の菓物、醃藏、肉風、乾魚、其他脂肪に富んだとあるの魚鳥獸の肉、海藻類等總べて不消化物を食つては不可。

(六) アルコール飲料は適度に之れを用ひますれば腸胃の機能を活潑にして、此の病氣を豫防するの効力があると云事を申す人もありますけれ共、餘り信用できませぬ明治十八年に此病の流行いたした時高島炭坑に於

て、坑夫の飲酒を嚴禁致したところが著しく病勢を減少したる實例がありますやうな、此病氣の流行の際に於ては成るべく酒は飲まぬが宜しい。

(七) 心身に疲勞を起すべき原因と成るやうなよととは少しでも慎しんで之れを避けなければ成らん。

(八) 豫防のために、漫りに賣藥などを求めて服用しては成らぬ。何故と申せば、末だ此病氣の豫防と成るべき特效藥は世に發明せられたる例證は無いのでございませぬから、なまじい賣藥などを飲むと却て身體の健康を害するやうなよとに成ります。

(九) 下劑は如何なる緩やかな下劑と雖も決してみだりに之を用ては成らん。

(十) 祭祀、宴會、其他衆くの人の群集する場所には成る丈け行かぬやうにして貰ひたい。

(十一) 善良の水と雖も一旦之れを煮沸したる上にあらざれば飲用してはいかぬ。

(十二) 親戚の間柄と雖も、患者を發したる家とは交通往來を固く禁じなければ成らぬ。若し已むを得ざる事情があつて是非來往致さなければ成らぬと云ふやうな事のあつた時分には、善く注意して消毒を致すが

よろしい。

(十三) 病毒に直接觸れたとあるの手を以て飲食をするよとは實に此上もない危険な事でありませぬからして爾う云ふ場合には必ず石炭酸水を以て充分消毒をしてからでなければ飲食等致しては成らん。

(十四) 患者の上つたる所の便所、并に疑はしいと思ふやうな便所には入つては成りませぬ。

(十五) 虎列刺病流行の際に於ては、單純なる下劑は勿論のよと、假令些許にても消化器に異常を呈したる折には、必ず早速に醫師の診療を請はなければ成りませぬ消毒藥用法、傳染病の消毒藥用法の大略

(一) 石炭酸水は二十倍に溶解するを適度といたします。即ち、結晶石炭酸五分に水一分を加へ、攪拌又は振盪しつゝ、徐々に、九十三分の水を加へ後に鹽酸一分を加へるのであるが、温湯を用ひますれば溶解し易う御座います。且つ此藥を用ひて消毒いたすべき品物は、吐瀉物、排泄物、患者の沐浴水、死體の拭淨水、衣服其他の布片、敷物、室内器具、及び、患者に接近したるもの、手足衣服其他身邊に纏ふとあるのよとをいひます。

(二) 昇米水は千倍に溶解するを宜しといたします即ち



昇水一分を水九百九十九分に溶解し、後に、鹽酸十分を加へ、且つ之れに少量の色素(ワロキシン)を混和して、識別の容易に出來得るやうにいたして置きます。且つ該薬を用ひて消毒すべきものは、室内陶器、木製器具、船、車、其他死體の運搬器、患者に接近したるもの、手足、器具等で御座います。

(三)生石灰末は生石灰に少量の水を添きて、崩解粉末として用ふるので御座います。此品は、水を滲いで蒸發するものでなければ餘り効驗は見せませぬ。用ふる場所は、吐瀉物、排泄物、糞便等には、容量五十分の一、又之れを床下に撒布いたします。場合には、其全面を覆ふ位を適度として用ひます。

(四)石灰乳は十倍に溶解します。即ち、生石灰一分に水九分を徐々に加へて攪拌いたすのです。且つ本品は成るべく使用の時に臨んで之れを製し、又使用毎に攪拌するを善しといたします。該薬は吐瀉物、排泄物、糞便等に撒く時は容量十分の一を用ひ、其他は大抵生石灰末と同じやうに御座います。

(五)格魯兒石灰水は二十倍に溶解いたします。即ち、格

魯兒石灰五分に水九十五分を加へます。用法は、生石灰末石灰乳と略ぼ同一で御座います。

(六)石灰は、純白にして、乾燥したる新製のものを用ふるをよしと致します。使用法は、生石灰末の使用法と同一であります。其分量は、生石灰末の倍量といたします。

(七)木灰は、石炭灰、及び、藁灰は用ひてはいかん。使用法は、其容量五分の一の割合を以て、吐瀉物、排泄物に用ひます。殊に虎列刺患者の吐瀉物、赤痢、腸達扶斯患者の排泄物に用ひて効用があります。

(八)木灰汁は木灰一分に水四分の割合にて溶解し、煮沸して用ひます。用量は吐瀉物、排泄物と同量に用ひてよろしい。

消毒の方法も種々ありますが、焼却に付する物品は患者若しくは死體に用ひたる被服、臥具、綿紙、布片、便器其他の器具にして、甚だしく病毒に汚染し、消毒後再び用に供する目的なきもの及び、患者の吐瀉物、及び排泄物等

蒸氣消毒に適する物品は衣服、臥具、布片、綿布、麻布、毛織物類及び、硝子器、陶器、磁器、其他鐵製若しくは本製

て、激熱に堪ふるもの、煮沸消毒に適する物品は飲食等の如きもの其他蒸氣消毒に堪ふる物品と同一のもの毎回消毒を要するものは吐瀉物を拭ひたる綿紙布片の類並びに病室の塵芥、患者の手に觸れたる玩具其他諸器具、患者の上りたる便所糞地若しくは便器、患者の身體を拭淨し若しくは沐浴したる湯水、井戸、下水、塵芥溜其他の場所にして病毒汚染又は、混入の疑ある部分、患者に接近したるもの、衣服及び手足、患者の用ひたる飲食器具及び膳部に供したる食品、患者の交通したる家屋にして病毒附著の虞ある場所患者を他室に移したる時は其前室の建具敷物床下、患者ある家より搬出すべき諸物品並びに郵便物猶此外に種々消毒せねば成らぬ事もありますが、大抵御存知の事でありませうから、是

に致して置ませう。兎にも角にも前述の様な次第で自分一己の衛生法を譲ると夫れがために、如何なる慘狀を呈す事に成るか分らんのですから、どうか銘々に衛生と云ふ事を重んじて、吾人共に安心して夏季を過す様に致したいものでございます。殊に目下の如き國事多端の季節には國民が皆身體を丈夫にして、イザと云ふ場合に當つては我先にと身致しをて國家の

ために盡さなければ成らぬ。して見れば、自分一箇の身體の健康を保つと云ふことは、單り自己の幸福を計る許りでなく、實に重大な關係を有つて居るおとで御座いますから、十分に衛生の道を守つて、身體を健康に保つやうに致したいもので御座います。

編者云山根氏の談話中にイザと云ふ場合に當つては我先に身を致して國家の爲めに盡さなければ成らぬ云々素より二百有餘年前夜見開村の祖人守祥守連兄弟が國家に志あるの士たるは此歌に依て知られたり其後裔夜見人種に盡すの美風是又枚擧するに遑ならず當時兄弟が讀みたる歌を得たれば

いとどいは、御國のために散るをよろ 守 祥  
世に武士の花といふらめ 守 連  
皇國のために消なは露の身の 守 連

●第二十三 養蠶業の心得

本項を詳記するに先きたち養蠶の沿革を詳述せんとすも編者は既に殖産勸励第十一項に詳記しあれば、茲に一書を吐露す。  
有禮の業は上古天之熊人、天照皇大神の教を奉して保



食神の許に至り親しく其教を受けて之れに従事し給ひしに始まり而して天之熊人は天穩日之命の御子天夷鳥命の又の御名なり、農桑の業は大國主大神の大躬神鈕を執りて教へ給ひし所之れ即ち雲伯の地なり云々」又一轉して述んに時節柄本邦特産の重要工藝品にして外國貿易開始以來其輸出向に關し其形狀及意匠等に變化を來したる品類に就き其内二三の點を摘要すれば如左(農商務省調査に據る)○生絲本品は本邦輸出品の第一にして輸出額約六千萬圓に及べり元來製糸の技は上古より傳へられし者なるも安政年間横濱開港以來海外の需用頗に起り延て産業大に振興し生糸の製造亦漸次増加せしむる國人との取引に慣れざる爲め自ら購置せしも前橋商人道具屋又藏なる者卒先佛蘭西二十番館へ賣込みたるより始めて外國人との取引を開始し爾後斯業は長足の進歩を爲し輸出額亦増進せしむる此間奸商輩出不正品の濫出を爲せし爲め其聲價を失墜せしに依り茲に製絲法の改良を促し瑞西人ミラン及速水堅曹氏の傳へたる機械製絲法により改良の第一著歩をなし爾來栃木、長野、山梨、岐阜、福井等相次て機械製絲場を起し明治十一年頃に至り此法全國に普及し進んで三十四年に

至りては製絲業者の戸數四十二萬千九百七十六戸産額八千六百六十二萬三千七百八圓にして輸出額は七千四百六十六萬七千三百三十一圓に達せるの盛運を來せり○羽二重本品は元と京都の特産品なりしが明治十七年群馬縣桐生に於て米國より注文により本品を製造輸出したるものを本邦輸出の嚆矢となし次で栃木縣の足利福島縣の川俣、石川縣の小松大聖寺等本品の製織を始めたり福井縣は本品第一の産地なるも其創業は却て前記諸縣の後にして明治二十年頃なり稿羽二重紋羽二重は輸出の影響に基き創製せられたるものにして群馬縣桐生の當業者の功に歸すべし而して本品一ヶ年の産額は二千五百萬圓にして中二千三百萬圓は香港、佛蘭西、英吉利、英領印度へ向け輸出せらる、○甲斐絹本品は羽二重に次ぎて海外の需用多し明治廿六年頃栃木縣足利に於て佛國の織物を摸し絹糸六分、絹糸四分の割合を以て製織したる紅梅織と稱する太糸入の一種の甲斐絹を製出したるより在來の平織は大に需用を減退したりと小品は北米合衆國、獨逸、佛蘭西其他の諸國に輸出せられ一ヶ年約二百五十萬に達す、昔しより自生の桑葉を以て僅かに養蠶せし事と明治二

年同八年桑苗輸入勸誘者失敗蠶業未開の頗末は載て境港獨案内に詳かなり其後漸く形勢一變して地方官大に見る處有て十九年郡衙より桑苗貸附配付の法を設けられしより以來人民も該事業の國益なるを感ずると同時日盛況を見るに至るは實に慶賀の至りならずや

かの増加を見るのみ三十二年に比すれば却て減少を見るが故に其の發達は早く概に停止せるものと云はざるべからず

本縣下に於ける蠶絲は米に亞ぐの重要物産なり其最近數年間に於ける消張如何、今先づ桑畑の統計を見るに

廿八年	一五九二	三六四〇	一八三三
廿九年	一七九二	三六九四	二六二五
三十年	三〇四〇	三三二七	二五三〇
卅一年	三〇六六	四七九〇	二四〇六
卅二年	三三四六	四三六三	二七六〇
卅三年	一四三三	四三三三	二七六三

如し

にして三十四年も三十五年も三十三年に比して大差なかるべきは云ふを待たざる處たり而して三十三年を以て二十八年に比すれば凡そ四割強の増加にして随分長足の發達なるが如きも更に之を三十一年に比すれば些

廿八年	春	一〇六八	夏	九六四三	秋	二六六	計	一〇七〇
廿九年	春	二九九五	夏	九〇四五	秋	三六六	計	一〇七〇



三十年	一六六五	八七〇	四九三	二六六
卅一年	一四〇六	一〇〇五	五〇四	二四八元
卅二年	一五四五	一三〇六	三三二	二九二四
卅三年	一七九六	一〇五二	三六四	三三四

則ち春蠶にありては毎戸平均十一枚内外夏季蠶にありては凡そ半枚内外とす以て其の小養蠶家の多きを知るべし而して三十三年末に於ける縣下の總戸数は八萬百八十余戸なるが故に同年に於ける春蠶播立戸数は總戸数の約五分の一強に當る其の稍々普及せるを見るべし此の養蠶家の所得は如何と見るに廿八年以降に於ける春夏秋蠶の繭産額は左の如し

廿八年	一五七一	價	額
廿九年	七三三		
三十年	一六二四		
卅一年	二〇七元		
卅二年	二七〇三		
卅三年	三六二五		

繭(屑物一切共)

聞く三十五年群馬縣下に於ける繭産は百五十萬圓に達すと而して本縣下は春夏秋蠶を通じて一ヶ年の産額百

○二萬餘圓に過ぎず其の尙は甚だ振はざるを見るべし次に生糸に係る統計を見んか

製造所	自宅	産額	價	額
廿八年	四	一八〇	二〇三	
廿九年	六	二二二		
三十年	四	二一九	二二五	
卅一年	四	二七九	二四三	
卅二年	五	二七九	一五〇三	一〇六三五
卅三年	四	二四七	一六八六	九二五三五

生糸の價格が繭の價額と權衡を得ざるは主として生糸の價額に慰斗糸以下の屑物を一切算入せざるに因るなるべし

農商務省の調査に係る既往十箇年間の繭産額を記すれば

年次	收繭	石	數
廿六年	一六〇、八九四		
廿七年	一八〇、五九六		
廿八年	三三六、一七三		
廿九年	一八六、六七三		
三十年	三三四、三三六		

卅一年	二〇七、三三三
卅二年	二五二、五三三
卅三年	二七五、九〇三
卅四年	二五三、二四二
卅五年	二〇六、〇九九

依之觀れば三十三年度の大豊作二百七十五萬を除き昨年度に比しては殆んど三割方の増加して十箇年を平均したる半年作二百二十萬石に比するも尙一對五分強豊作の豫想なりと

繭種製造額増加  
近年繭種製造の著しく増加するよどは左表の如くなるが其原因は中國及九州邊に需用者の多數となりしと漸次新業の隆盛に赴しとによる者なれば此際當業者は注意に注意を加へ粗製亂造に流れず且つ繭病の未發豫防に留意し此の信用と隆盛を永久に期す可きなり

原種	用種	製絲	用種
蛾數	前年ニ比シ増減	枚數	前年ニ比シ増減
三十一年	六三四、九三三		
三十二年	五七四、〇六七	減	五、八六七
			三、九七〇
		減	六、七〇

絲價の趨勢(暴落の事例)

年次	最高	最低	年次	最高	最低
二十一年	七三〇	六〇〇	十八年	七三〇	五四〇
廿四年	六四〇	六〇〇	廿二年	六六〇	六四〇
廿八年	九三〇	七五〇	三十年	八四〇	六六〇
卅二年	一三〇〇	八八〇	卅三年	九三〇	七四〇
卅四年	九五〇	八三五	卅五年	三三〇	二二〇
卅六年	一〇五〇	九五〇		六六〇	九四〇

横濱に於ける生絲相場今を去明治十六年以降明治廿六年に至り廿一箇年間高低を示す左の如し(但太筋一番者)

年次	最高	最低	年次	最高	最低
二十一年	六六〇	六〇〇	十八年	七三〇	五四〇
廿四年	六四〇	六〇〇	廿二年	六六〇	六四〇
廿八年	九三〇	七五〇	三十年	八四〇	六六〇
卅二年	一三〇〇	八八〇	卅三年	九三〇	七四〇
卅四年	九五〇	八三五	卅五年	三三〇	二二〇
卅六年	一〇五〇	九五〇		六六〇	九四〇

(明治三十三年現在)  
本縣下桑畑反別 計二七七七六三反  
我が西伯郡桑畑反別 計七七四〇反  
本村(夜見村)桑畑六拾貳町五反歩(明治三十六年調)  
養蠶従事戸數 壹百貳拾戸



三拾六年春繭出来高府物とも合して 貳百四石

夏秋繭 貳百貳石

繭賣りて、心安さよ、五月雨

左衛門

白繭に、黄なるも交り、美しき

擇みたる、繭掌を、よばれけり

伯洲

能く食ひし、繭や繭の、大なる

吞秋

行末は、錦となりぬ、繭飼かな

青蛙

### ●第二十四 米川開墾は夜見開墾の僥倖

森治部は夜見村開墾の許可を得て事業に着手の年月は天和元酉二月なり其開墾の爲め大に僥倖を得たるは着手後八年即ち貞享五年（元禄元年と改曆）藩主より米村所平に命じ日野川に支流を鑿ちて米川と稱す總名濱の目五里余の田圃に灌漑して海潤をとるの期に遭遇着々歩を進め遂に一村を起すの基其熱心は素より天の賜ものにし偶然米川開墾を豫知したるにあらす此舉に遭遇するは奇と云ふべきか將九同村開墾のために大々の偉功を奏したるなりき爰に省畧するは米川開墾記念碑文夜見濱變遷の説明諸書等載て新編伯耆風土記にあり其條項に就て熟覺あらは地質上大に益する所あらんか

### ●第二十五 濱の目綿栽培の由來

開墾の企てより三四年以前に濱の目境村小空の新兵衛なる人綿實を備中玉島に求め輸入し來り此地方に栽培して地味に適し以て今日あるに至れりと時代は延寶の昔し辰の年にてありしと云ふ。一説には同村朝鮮屋作藏なる人河内國より綿實を求め歸りしと云ふ。又一説には岡の空某なる人と云ふ。併し家名に小空岡空朝鮮屋等はありしが、古老の言傳によれば小空新兵衛濱の目綿栽培の祖なりと云ふ事最も信を措くに足るが如し（境港獨案内に見へたり）

田家秋望

古 蔭

里つつき綿つひ子等か袖の上に

さすやゆふ日もあたくかに見ゆ

### ●第二十六 琉球諸濱の目へ傳來記

石見國大森代官井戸平左衛門正明同國へ甘藷の種を薩摩に求め栽培せし處地味に適し蔓延増殖す引きて此濱の目に傳來せしは安永九子の年境村幸次郎石見國靜間村船頭甚右衛門へ頼み甘藷種數個を貰ひ受け栽培したるに始る（一名幸次郎藷と稱し後ち種々の名稱を付す）

依て農民是までの常食粟稗を減じて甘藷を盛に栽培し凶年飢饉の虞を免れたり今近郷近村は凶年と雖も常食物に欠亡せざる由因のものは何ぞや琉球藷を栽培し飢饉の恐なきは井戸氏の賜のなり依て各町村井戸氏を祭祀す（以上境港獨案内抄出）

#### 井戸平左衛門正明傳

石見の地勢山岳縱横地味概ね礫硝にして禾穀を産せず故に往古水旱蝗害あれば民食を失ひ飢饉の慘狀忍びざる者あり而して近者全く此困苦を脱するを得るに至りしもの實に井戸平左衛門藤原正明君の恩恵に頼ると云ふ正明實は幕府の徒士野中八右衛門の子養はれて幕臣井戸氏を繼ぎ俸祿百五十俵を食む大性仁慈篤厚なり享保十六年十月六十歳にして石見國通摩郡大森の代官に任ぜらる此年諸國捻らす加ふるに石州は連年の凶作を以てす故に正明が石見に入らんとするや里正等相率ゐて途に要し將に請ふ所あらんとす正明慰諭し速に賑恤の準備をなざしめ又令して富豪の倉廩を發し或は贖金として米穀を他國に購はしめ以て普く施さしむ民頼て生るを得たり翌年氣候復順ならず加ふるに蝗害を以てし野に遺青無きに至る正明大に痛心し食を斷ちて神明に

祈りしも其効無きを以て天を仰で歎息し斷然命を抛ちて斯民を救ふに決心し所有の物品は勿論公輸の米錢を發し且つ本年の貢米を免す民復九死を脱して一命を支ゆるを得たり然れども當時の製令を受けずして貢税を進退するを禁ず正明此舉あるや下僚諫止する者あり正明謝して曰く公製重んぜざるにあらす輒辭の急を奈何他日命あらば請ふ身を以て之れに奉せん郷等を煩はさずと民感喜流涕朝夕其影を拜し永く此地に留らんことを祈る享保十八年に至り風雨時に順ひ五穀豐熟兆庶始めて生を樂む正明熱ら地勢を案するに西北海を環らし東南山を帯び土地狹隘にして濕熱の氣散せず豫め虫害に備へざれば万世飢饉の虞を免れずと因て切に適當の食物を求む偶々南海の僧到り仔細に琉球藷の利を説くあり正明聞きて喜に堪へず直に上願して諸種を薩摩に求め海濱の數村に頒つに高百石に付諸種八個を以てす諸果して地味に適し蔓延増殖引きて雲伯に及ぶ幾萬の生靈爲めに安きを得家々餘積あるに至る其惠大なりと云ふべし五月幕府令あり正明をして命を備中笠岡に待たしむ正明拜承直に大森を發す民大に愕き輻の前後を擁し號哭して去らず慰諭百端辛して脱するを得たり正



明以爲らく丈夫死を決し命を待て遷延するは勇なし且つ今にして死せざれば咎を下僚に徙すを奈何と乃ち子内藏助に遺書し同月二十七日を以て自盡す享年六十有二笠岡威徳寺に葬り泰雲院殿義岳其忠居士と謚す石見の民之を聞き悲泣すること父母を喪するが如し後各村碑を設けて之を祀り香華年々絶えず稱して諸代官と云ふ近年有志の諸士相謀りて一祠を犬森村に建て題して井戸神社と曰ふ

青 蛙

夜見要録終

明治三十七年八月八日印刷  
明治三十七年八月十五日發行

〔非賣品〕

鳥取縣伯耆國西伯郡境町  
六百八拾五番屋敷平民  
編輯兼發行人 小 泉 憲 貞

鳥取縣大原郡木次町四  
百五十九番地

印刷人 細木助四郎

鳥取縣大原郡木次町  
二十三番屋敷

印刷所 木次活版所

鳥取縣伯耆國西伯郡境町  
六百八拾五番屋敷

發行所 私立境圖書館



明以爲らく丈夫死を決し命を待て遷延するは勇なし且つ今にして死せざれば咎を下獄に徙すを奈何と乃ち子内藏助に遺書し同月二十七日を以て自盡す享年六十有二笠岡威徳寺に葬り泰雲院殿義岳其忠居士と諡す石見の民之を聞き悲泣すること父母を喪するが如し後各村碑を設けて之を祀り香華年々絶えず稱して諸代官と云ふ近年有志の諸士相謀りて一祠を犬森村に建て題して井戸神社と曰ふ

諸人の命を繋ぐ諸の秋

青 蛙

明治三十七年八月八日印刷  
明治三十七年八月十五日發行

非賣品

不許複製

編輯兼發行人 小 泉 憲 貞

島根縣大原郡木次町四  
百五十九番地

印刷人 細木助四郎

島根縣大原郡木次町  
二十三番屋敷

印刷所 木次活版所

鳥取縣伯耆國西伯郡境町  
六百八拾五番屋敷

發行所 私立境圖書館

夜見要録終

諸君當活版所創業以來望外の好評を得日増陸運に向ひ今日の榮耀あらしむるに至りしは偏に華客諸君の御高庇と奉殿謝候此に於て一層一層御好意に酬はんとす左記の要件過言にあらざるを信じ御答顧あらん事伏して奉備願候

活版印刷部

御注文に對し期間を誤るの恐あるを以て此度多數の活字を殖し熟練なる職工を増したり爾後一層精勵印刷を鮮明にし價格を低廉にして以て御用命に應じ度候尙官衙公私立會の雜誌統計書等御好に隨ひ調進可仕候

寫眞版印刷部

（書籍、雜誌の挿畫、口繪、繪入葉書、商標其他適用品）  
今回新業に熟練なる技術師を備聘し人物建築山水の景色其他各種色摺共御好に隨ひ調進可仕候技術の餘は喋々辨明は不仕候共技術師得意の技能を揮ひ最も鮮麗に最も高尚に新工夫を加へ意匠を籠め以て江湖諸大家の御批評を仰ぎ度候何卒御注文の上御實驗を願上候

簿記帳裝釘部

（和洋裝製本綴直し共）  
當所從來官衙銀行會社商業其他一般の簿記法帳簿調製の業を營み意外の好評を得幸榮の至りに奉存候爾來一層業務を擴張し更に熟練の裝釘師を雇入れ器械の斬新と技術の卓拔とにより益々名聲を博せんとす大方の諸君多少に拘はらず陸續御注文被成下度奉希上候  
弊地は交通の便宜しく御通知次第參上御用命承はり度候最遠隔の地は郵便にて御申込被下候へば早速調進可仕候

活版寫眞版印刷和洋裝製  
帳簿製造及び綴直調進所

出雲國大原郡木次町  
木次活版所



# 小泉法道居士著書目録

◎境漫筆

◎光祐寺略縁記

◎境港獨案内

◎稀有山陰港輝

◎議員眞想夢の未來記

◎夜見要録

◎山陰五州避暑案内

◎境年中行事

◎餅は餅屋

◎境近古累代紀事

◎殖産微力

◎隱岐誌

◎境土産

## △當時編輯中

△新篇伯耆風土記

△富益紀念帖

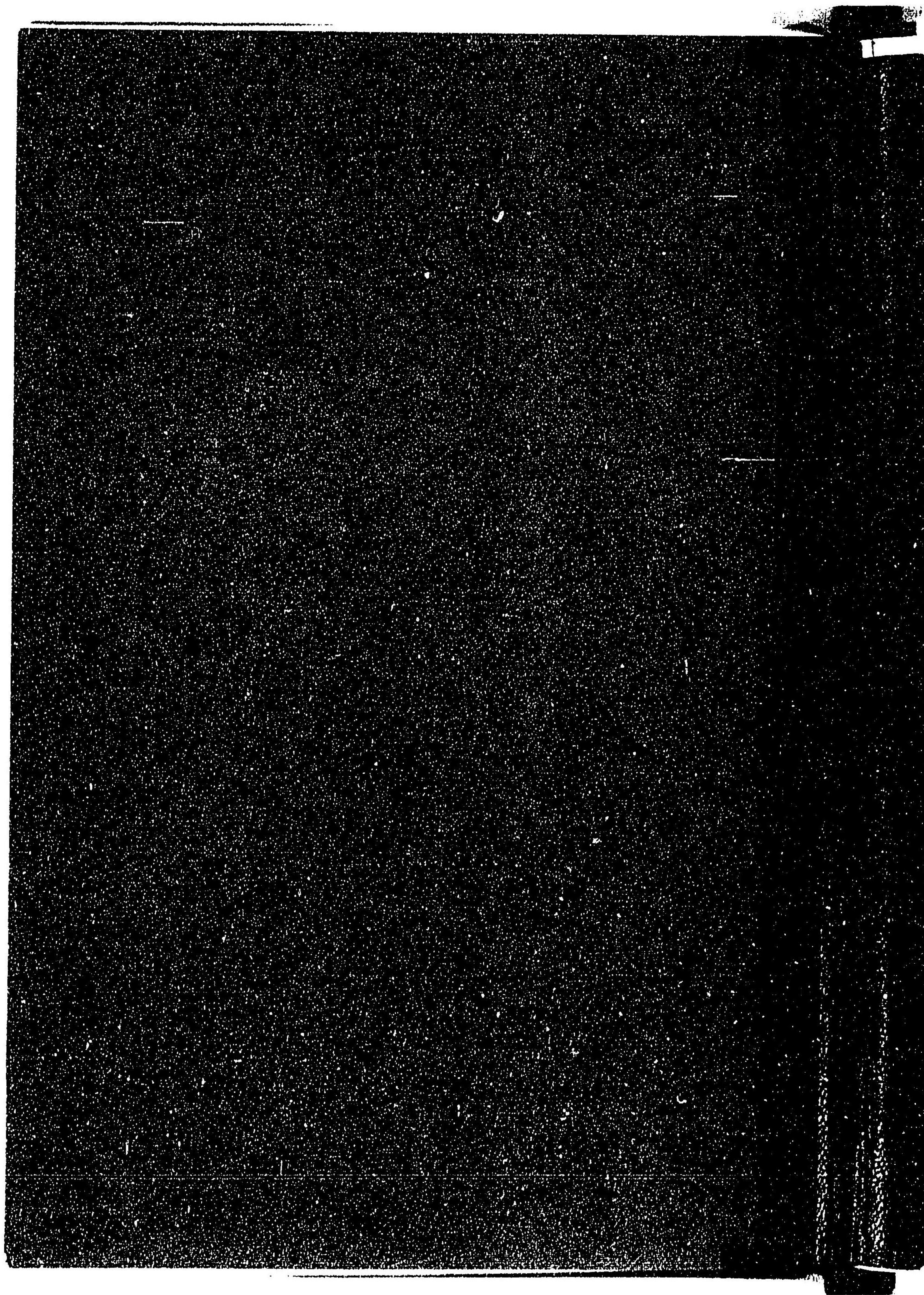
△元弘隱伯樞要録事

△三朝温泉土産

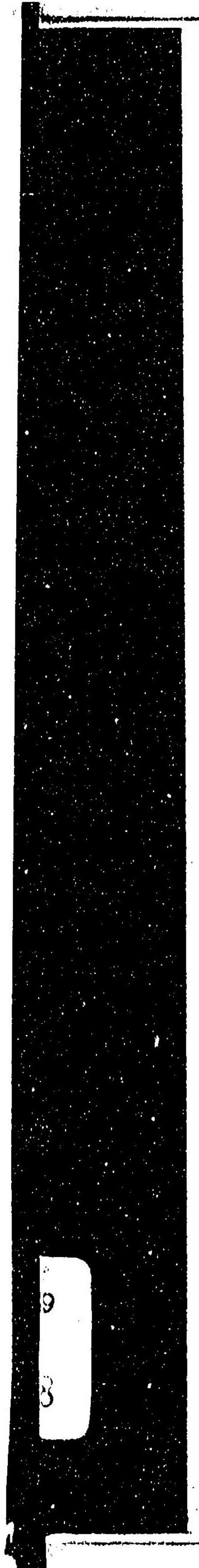
△關金温泉御伽話

此外境港全圖の出版等あり









9  
3



夜見要録  
小泉法道  
国立国会図書館

026020-000-1

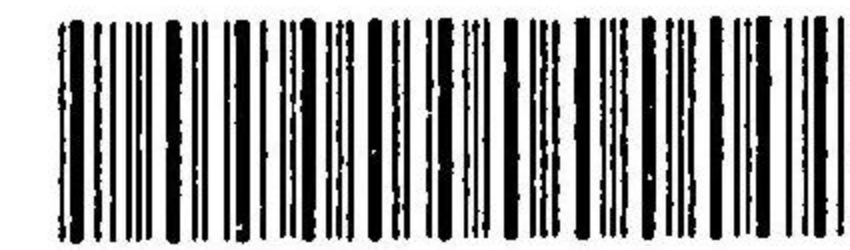
特49-928

夜見要録

小泉 憲貞/著

M37

ADC-3663



4  
9



